



軽自動車税のお知らせ



◆軽自動車税の納期限は5月31日(月)です

5月上旬に送付する納税通知書により納期限までに納めてください。

なお、軽自動車税は普通自動車税と異なり月割課税制度はありません。4月2日以降に廃車・譲渡した場合でも、その年度分の税金は納めていただくことになります。

4月1日までに廃車・譲渡した軽自動車の納税通知書が届いた場合は、廃車の手続きまたは名義変更が行われていないことが原因です。手続きが済んでいるかを確認してください。

◆軽自動車税の減免について

身体に障害のある方の名前で登録している軽自動車などで、本人運転またはその方と生計を共にする親族または常時介護する人が運転し、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税の減免を受けることができますので、申請してください。

なお、減免を受けることができるのは、普通自動車を含めて一人につき1台に限られます。

新規で減免申請を行う方は町民税務課・今庄・河野事務所にある軽自動車税減免申請書(新規用)に必要事項を記入の上、提出してください。

昨年に引き続き減免申請を継続される方も、納税通知書に同封されている軽自動車税減免申請書(継続)の提出が必要になりますので、ご注意ください。

- 提出書類** 新規申請の方：軽自動車税減免申請書(新規用)・車検証の写し
免許証の写し・障害者手帳の写し・軽自動車税納税通知書
- 継続申請の方：軽自動車税減免申請書(継続)・軽自動車税納税通知書
- ※申請する車の変更、または免許の更新などされた場合には、継続申請される方も車検証の写しまたは免許証の写しが必要となります。

提出先 町民税務課または今庄、河野事務所

受付期限 5月21日(金) ※減免申請は毎年必要です。 ※期限後は受付できません。

問合せ 町民税務課 TEL 0778-47-8014

南越前町公民館教室のお知らせ

～ 皆さんも一緒に参加しませんか～

- 【教室名】** ペティ チョーク アート Petit chalk art 教室
- 【講師名】** 宮原 瑠美 氏
- 【活動日】** 毎月第2火曜日(第1回目は6月8日に開催します)
- 【時間】** 午後2時～午後4時
- 【場所】** 河野住民センター



【会費など】 会費：1,000円/月 材料費：500円/回(ボード、チョーク、塗料代)

【持ち物】 エプロン、新聞紙、ティッシュ

クレヨンに似たオイルパステルを使って指で描くチョークアートです。専用のボードの上で色と色を混ぜ合わせることもできます。発色が良く、きれいなグラデーションを描くことができます。絵が苦手な方でも大丈夫です。(定員7名)

■申込み・問合せ 教育委員会事務局 ☎ 0778-47-8005